

奈良県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十一年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

大和高田市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十四年三月二十三日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十四年三月奈良県告示第七百九十六号、昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十二号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百八十八号、平成二年四月奈良県告示第二十二号、平成三年一月奈良県告示第五百号、平成六年六月奈良県告示第四百五十七号、平成十年四月奈良県告示第三十七号、平成十六年十二月奈良県告示第四百五十一号、平成十九年六月奈良県告示第二百一十一号、平成二十三年四月奈良県告示第九号、平成二十五年三月奈良県告示第三百七十二号、平成二十八年三月奈良県告示第四百九十七号及び平成三十年三月奈良県告示第四百九十八号のうち大字市場、大字野口及び大字大谷地内において事業地を変更する。